

第56回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
- 連結計算書類
「連結持分変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第56期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

株式会社 KeyHolder

上記事項につきましては、法令及び当社定款15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

(1)当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループにおける行動規範として「グループ企業理念」「グループ行動理念」「Key Holderグループコンプライアンス基本方針」を定め、グループウェアに掲示のうえ、情報発信等を行い、周知徹底を図る。
- ②コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当該委員会において、コンプライアンス・リスク管理部門が立案したコンプライアンス及びリスク対応に関する重要な方針を審議し、その後の進捗状況を監視する。
- ③法令及び定款に違反する行為が行われ、又は行われようとしていることにつき、当社グループにおける使用人等が直接通報を行うための手段として内部通報制度を確立する。
- ④コンプライアンスに関する啓蒙活動を行うことでコンプライアンス意識の向上を図る。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の意思決定に関する記録や、職務権限規程に基づき決裁を受けた稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、保存及び管理を行う。

(3)当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループを統括するリスク管理規程を定め、当社グループ各社に原則としてコンプライアンス・リスク管理責任者を設置する。
- ②コンプライアンス・リスク管理責任者及びそれぞれの担当部署は、事業環境、災害、サービスの品質並びに情報セキュリティに係るリスクについて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布などリスク低減の施策に取り組む。
- ③当社グループ各社の部門を横断するリスク状況の監視は当社の内部統制部門が行い、各種契約をはじめとした法務案件全般については、当社の法務部門がその対応を行う。
- ④リスク対応のうち重要なものについてはコンプライアンス・リスク管理委員会で審議を行い、職務権限規程に基づき決裁を受けたのち、対応にあたる。
- ⑤今後新たに生じるリスクについては、当社グループ各社における取締役会は速やかに担当取締役又は担当部署を定め、迅速な対応を行う。

(4)当社グループ各社における、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役会は月1回の定例取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また、子会社の取締役会においても定例取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに、電子稟議システムの導入により社外からでも稟議の閲覧、決裁を可能とし、経営の意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。
- ②当社グループ各社は、取締役、各関連部門の責任者などで適宜開催される各会議体の開催を通じ、各事業部門の業務執行状況につき検討を行い、適切な対応を実施する。
- ③各会議体においてはIT、電子媒体などを活用し、業務執行状況、審議資料を当該会議体の構成員全員が共有することにより、効率的な情報伝達を行う体制を構築する。

- (5)当社並びにその他関係会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社グループ各社は、会社として法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつその他関係会社の内部統制との連携体制を構築する。
 - ②子会社に関する重要且つ基本的な経営に関する決定については、当社の職務権限規程並びに関係会社管理規程に基づき、当社の承認のもと実施する。また法令遵守体制について適切な管理及び指導を行うことにより、その業務の適正を確保する。
 - ③子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告その他情報共有に関する体制を定める。
 - ④当社の監査部門は、当社グループの業務監査を適宜実施する。
 - ⑤当社グループにおける法令遵守の厳格化、リスク管理の強化、情報管理の徹底並びに業務の適正運用体制を確立するため、グループ規程管理規程を定める。
- (6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制
- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を設置すること又は、監査部員を監査役の職務を補助すべき使用人として従事させることができる。
 - ②監査役の職務を補助すべき使用人については、その人事、及び考課にあたり事前に監査役と協議し、その意見を尊重したうえでこれを実施する。
 - ③監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役の指揮命令系統から独立させ、監査役の指揮命令に従うものとする。
- (7)当社グループにおける取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社グループ各社において重大な法令違反及び事業活動に伴う事故などが発生した場合は、各社の取締役及び使用人は、その内容を各社監査役に遅滞なく報告する。なお、各社監査役が当該報告を受けた場合には、遅滞なく当社監査役にその旨を報告するものとする。
 - ②当社グループ各社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当社監査役に報告するものとする。
 - ③①②の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための仕組みを定める。
 - ④当社の常勤監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するものとし、当該会議において、取締役、各事業部門及び各関連部門の責任者又は、当社グループ各社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、経営に関する重要な決定、各部門の業務執行状況、コンプライアンス・リスクに関する重要な案件に係る具体的施策及び内部監査の実施状況などにつき定期的に報告を行う。また、重要な稟議書類の被報告者となり経営に関する重要な決裁事項を把握する。

(8) 当社監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い又は償還等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでないことが明らかに認められる場合を除き、当社は所定の手続に従い、速やかにこれに応じるものとする。

(9) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査規程において、監査部門を監査役の行う監査の円滑な遂行に協力させ、もって監査効率の向上に努める。
- ② 監査役が意見の形成などのため、必要に応じて会計監査人及び顧問弁護士を活用できる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ① 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固たる態度を取り、このような勢力、団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、その旨をグループ規程である反社会的勢力排除規程に明文化し、周知徹底を図っている。また、平素から当社総務部門が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、万一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。
- ② 新規取引先に対する与信申請及び契約締結に係る稟議申請の際に、新規取引先と反社会的勢力との関わりに関する事前審査を実施する。

2. 当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行を確保するための体制

- ① 取締役3名、社外取締役1名、監査役3名を構成員とする取締役会を開催し、経営の重要事項及び個別案件の決議を行っております。今期は毎月1回の定例取締役会と3回の臨時取締役会を開催しております。
- ② 社外取締役は、専門知識と経験を有する人を選任し、適宜取締役会において意見を述べていただくことで、意思決定の妥当性を担保しております。

(2) コンプライアンス・リスクマネジメントのための体制

- ① グループ企業理念、グループ行動理念、Key Holderグループコンプライアンス基本方針を定め、社内に周知しております。
- ② リスク管理規程を定め、当社が対応すべきリスクの種類、リスク管理の体制等を記載しております。
- ③ 当社取締役であるコンプライアンス・リスク管理統括責任者のもと、当社グループ各社に原則としてコンプライアンス・リスク管理責任者を設置しております。
- ④ コンプライアンス規程を定め、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底と社会的信用の向上を図っております。
- ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会規程を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク対応及びコンプライアンスの推進についての審議をしております。今期は5回開催しております。
- ⑥ 社外弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者の保護を定めた「内部通報者保護規程」を定め適切に運営しております。なお、内部通報窓口に対する通報内容等はコンプライアンス・リスク管理委員会や取締役会に報告しております。
- ⑦ コンプライアンスに関する社内研修等の活動を行っております。

(3)監査役の職務の執行を確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等に出席しております。また、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性を向上しております。
- ②監査役会は常勤監査役2名（うち、社外監査役1名）、非常勤社外監査役1名で構成されています。今期は14回開催し、当社の監査について協議を行っております。
- ③監査部門は監査役と密接な連携を取っております。
今期は12回の定例会議を開催しております。

連結持分変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資 本 合 計
	資本金	資 本 剰余金	自 己 株 式	その他の 資本の 構成要素	利 益 剰余金	合 計		
2022年1月1日時点の残高	6,566,249	8,198,961	△ 29,309	77,617	1,955,790	16,769,309	△ 375,836	16,393,473
当 期 利 益					1,877,502	1,877,502	△ 19,539	1,857,963
その他の包括利益				10,177		10,177		10,177
当期包括利益合計	—	—	—	10,177	1,877,502	1,887,679	△ 19,539	1,868,140
減 資	△ 6,476,249	6,476,249				—		—
新株予約権の行使	2,450	2,450		△ 50		4,850		4,850
剰余金の配当					△ 189,352	△ 189,352		△ 189,352
自己株式の取得		△ 1,401	△ 281,295			△ 282,697		△ 282,697
自己株式の処分		△ 15,892	215,949			200,057		200,057
利益剰余金への振替				△ 1,147	1,147	△ 0		△ 0
所有者との取引額合計	△ 6,473,799	6,461,406	△ 65,346	△ 1,197	△ 188,204	△ 267,142	—	△ 267,142
2022年12月31日時点の残高	92,450	14,660,367	△ 94,655	86,597	3,645,088	18,389,847	△ 395,376	17,994,471

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められている開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------|---|
| ①連結子会社の数 | 8社 |
| ②連結子会社の名称 | 株式会社UNITED PRODUCTIONS
株式会社FA Project
株式会社ゼスト
株式会社allfuz
株式会社TechCarry
株式会社ノース・リバー
株式会社エーカンパニー
株式会社A. M. Entertainment |

③連結の範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社UNITED PRODUCTIONSは事業の大半をワイゼンラーヂ株式会社に承継しております。

また、連結子会社であった株式会社victの全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

なお、ワイゼンラーヂ株式会社は株式会社UNITED PRODUCTIONSに、株式会社UNITED PRODUCTIONSは株式会社TechCarryにそれぞれ商号を変更しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 持分法適用の関連会社数 | 2社 |
| 主要な会社名 | 乃木坂46合同会社
株式会社ホールワールドメディア |

当連結会計年度において、株式会社SHIELDの持分の全株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と同一であります。

(5) 会計方針に関する事項

①会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IAS第16号	有形固定資産	意図した使用の前の収入を有形固定資産の取得原価から控除することを禁止
IAS第37号	引当金、偶発負債及び偶発資産	契約が損失を生じるものであるかどうかを評価する際に企業がどのコストを含めるべきかを規定
IFRS第3号	企業結合	IFRS第3号における「財務報告に関する概念フレームワーク」への参照を更新
IFRS第9号	金融商品	金融負債の認識中止のための10%テストに含まれるべき手数料を明確化

上記基準書の適用による連結計算書類に与える重要な影響はありません。

②重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 5,215,259千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の貸借対照表において計上されているのれんは、取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。のれんには、子会社の取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力を反映しており、のれんの資産性については、当該子会社の業績や事業計画等を基に検討し、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

現状、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により当社の業績に影響を及ぼしており、当連結会計年度において、当社グループでは新型コロナウイルス感染症による影響が今後も一定期間継続するとの仮定のもと会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響により見積り及びその基礎となる仮定に関する不確実性が高まった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

上記を除き、当社グループの連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りの方法は、前連結会計年度に係る連結計算書類と同様であります。

③重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 金融資産の評価基準及び評価方法

当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

実効金利は、当該金融資産の予想残存期間を通じての、将来の現金受取額の見積額を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。実効金利法による利息収益は純損益に認識しております。償却原価で測定する金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は純損益として認識しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益に認識しております。

金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融資産に対する投資の認識を中止した場合は、当該投資に係るその他の資本の構成要素の残高を直接利益剰余金に振り替えております。

金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

いずれの金融資産においても、履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申立てる場合など、債務不履行と判断される場合には、信用減損金融資産として取り扱っております。

評価時点において契約上の支払期日を経過している場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

2. 非金融資産の評価基準、評価方法及び重要な減価償却資産の減価償却方法

(a) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定されており、取得費、外注費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(b) 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去、原状回復費用及び借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～38年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(c) のれん及び無形資産（使用権資産を除く）

のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

契約関係 5年～7年

権利関係 10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産は以下のとおりであります。

借地権

借地権は、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断しております。

また、耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。

(d) 投資不動産（使用権資産を除く）

投資不動産は、賃料収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。通常の営業過程で販売するものや、その他の管理目的で使用する不動産は含まれておりません。

当社グループは投資不動産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって表示しております。

土地以外の各資産については、見積耐用年数にわたり、主として定額法により減価償却を行っており、見積耐用年数は10年から47年であります。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(e) リース

借手側

当社グループは、一定の有形固定資産及び投資不動産のリースを受けております。リース開始時に、当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分を借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。

使用権資産については、リース負債の当初測定額から当初直接コスト、リース・インセンティブ、前払リース料、未払リース料などを調整した額で当初測定しております。

使用権資産は、リース期間にわたり定額法により減価償却を行っております。なお、リース負債の測定に際しては、リース要素とこれに関連する非リース要素は分離せず、単一のリース要素として認識することを選択しております。リース料の支払いは、リース負債に係る金利を控除した金額をリース負債の減少として処理しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎により費用認識しております。

貸手側

ファイナンス・リース取引においては、リース開始日に正味リース投資未回収額を債権として計上しております。受取リース料はリース期間にわたり正味リース投資未回収額に対して一定率で配分し、その帰属する年度に認識しております。

連結財政状態計算書においては、使用権資産を「有形固定資産」及び「投資不動産」に、サブリースに係る貸手のファイナンス・リースに基づく債権を「営業債権及びその他の債権」に、リース負債を「その他の金融負債」に、それぞれ含めて表示し

ております。

(f) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単元に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単元に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたします。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日に損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識しないため、個別に減損テストを実施しておりません。持分法適用会社に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額を回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストを行っております。

④引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割引は金融費用として認識しております。

⑤重要な収益の計上基準

収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等を除き、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

収益は、受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

なお、変動対価に該当する値引き及び割戻取引は該当ございません。

収益の主要な区分ごとの収益認識基準、収益の総額表示と純額表示に関する基準は以下のとおりであります。

(a) 収益の主要な区分ごとの収益認識基準

役務収益

当社グループは、テレビ番組やドラマ、映画製作、劇場運営及びライブ・イベント公演等のサービス、広告代理業務を提供しております。役務収益は、関連する契約の實質に従い、約束した財又はサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足した時に収益を認識しております。

映像制作事業のテレビ番組制作については、番組放送された時点で制作物に対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しております。ドラマ制作については、ドラマ全話が番組放送された時点で制作物に対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しております。動画配信サービスに関する制作については、全話の制作物の顧客の検収又は配信開始をもって制作物に対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しております。映画製作については、製作物の顧客の検収をもって制作物に対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しております。

総合エンターテインメント事業の劇場運営及びライブ・イベント公演については、チケット収入を売上収益として認識しております。当該サービスにおいては、顧客である入場者がライブ・イベント公演の観覧を行うことにより履行義務を充足したと判断しております。また、劇場運営に関連した会員向け配信収入については、主に会員向けのデジタルコンテンツの提供を行っており、期間にわたって充足する履行義務として、履行義務が充足（又は部分的に充足）するにつれて収益を認識しております。

広告代理店事業については、主に各種メディアへの広告出稿及び広告制作や各種コンテンツ制作等のサービス提供を行っております。広告出稿に関しては、主にメディアに広告出稿がなされた時点で当該サービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しております。広告制作や各種コンテンツ制作等のサービス提供については、主に制作物の顧客の検収又は役務提供により当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しております。デジタル広告については、インターネットを介した広告事業を展開しており、顧客の依頼に基づき広告を制作し、YouTube等の媒体へ配信するなどの広告運用業務を行っております。

広告運用業務については、顧客から依頼された広告運用業務の成果を報告した時点で当該サービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したと判断しております。

なお、各種役務収益の対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

販売収益

当社グループは、物品の販売を行っております。物品の販売については、顧客へ引き渡した時点で、物品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。なお、物品の販売契約における対価は、顧客へ物品を引き渡した時点から1ヶ月以内に支払いを受けております。重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

ロイヤリティ収入

当社グループは、主に会員向けデジタルコンテンツ利用に関する使用許諾契約を締結しており、ロイヤリティ収入を得ております。当該ロイヤリティのライセンス契約の性質は、顧客がライセンス期間に当社グループの知的財産にアクセスすることを許諾するものであり、期間にわたって充足する履行義務として契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、履行義務が充足（又は部分的に充足）するにつれて収益を認識しております。また、グッズ制作等に関する物品販売におけるロイヤリティ収入を得ております。当該ロイヤリティにおいては、販売元から販売した時点で履行義務を充足したと判断しております。

ただし、上記にかかわらず、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤリティに係る収益は、以下の事象のうち遅い方が発生する時点又は発生するにつれて認識しております。

- ・知的財産のライセンスに関連して顧客が売上高を計上する時又は顧客が知的財産のライセンスを使用する時
- ・売上高ベース又は使用量ベースのロイヤリティの一部又は全部が配分されている履行義務が充足（又は部分的に充足）される時

なお、ロイヤリティ収入については、概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、重大な金融要素はありません。

その他の収益

当社グループは、総合エンターテインメント事業において主にモバイルゲームの管理・運営支援を行っております。課金型アプリゲームの収益分配については、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、履行義務が充足（又は部分的に充足）するにつれて収益を認識しております。

なお、収益分配については、概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

(b) 収益の本人代理人の判定

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、次の指標を考慮しております。

- ・ 特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・ 特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、在庫リスクを有している。
- ・ 特定された財又はサービスの価格の設定において裁量権がある。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1. 売却目的で保有する資産及び非継続事業

非流動資産（又は処分グループ）の帳簿価額が、継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合には、当該非流動資産（又は処分グループ）を売却目的保有に分類しております。売却目的保有へ分類するためには、売却の可能性が非常に高く、現状で直ちに売却が可能なことを条件としており、当社グループの経営者が当該資産の売却計画の実行を確約し、1年以内で売却が完了する予定である場合に限られております。

売却目的保有に分類された非流動資産（又は処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、売却目的保有に分類された後は減価償却又は償却を行っておりません。

当社グループは、すでに処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成単位で、次のいずれかに該当するものは非継続事業として認識しております。

- ・ 独立の主要な事業分野又は営業地域を表す。
- ・ 独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部である。
- ・ 転売のみを目的に取得した子会社である。

非継続事業の税引後損益及び非継続事業を構成する処分グループを処分したことにより認識した税引後の利得又は損失は、連結損益計算書において、継続事業とは区分して非継続事業からの当期損益として表示し、過去の期間に係る開示もこれに従って再表示しております。

2. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、総合エンターテインメント事業、映像制作事業、広告代理店事業及びその他事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービス別に分解した収益は、役務収益15,520,399千円、販売収益3,264,514千円、ロイヤリティ収入2,695,449千円及びその他の収益348,833千円であります。

収益の認識時期について、一時点で認識する収益は19,013,023千円、一定期間にわたって認識する収益は2,816,173千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高

契約資産の期首残高は62,786千円、期末残高は8,803千円であります。

契約負債の期首残高は550,795千円、期末残高は444,470千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報については、記載を省略しております。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保資産

①担保に供している資産

その他の金融資産	50,000千円
計	50,000千円

②上記に対応する債務

社債及び借入金（流動負債）	150,000千円
計	150,000千円

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	113,740千円
その他の金融資産（流動資産）	2,040千円
その他の金融資産（非流動資産）	140,794千円
計	256,574千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,712,282千円
(減損損失累計額を含む)

(4) 保証債務
他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。
株式会社グローバルス 1,739,209千円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 18,967,410株

(2) 配当に関する事項

①配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	189,352	10.00	2021年12月31日	2022年3月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年3月28日開催の第56回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	188,365	利益剰余金	10.00	2022年12月31日	2023年3月29日

(注) 2023年3月28日開催の第56回定時株主総会において剰余金の処分に関する議案が承認可決されることを条件としております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 2,090,090株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する管理方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①信用リスク

当社グループが保有する金融資産のうち、受取手形及び売掛金等の事業活動から生じた営業債権は、取引先の信用リスクに晒されております。

②市場リスク

当社グループの経営活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクとして、価格変動リスク、金利変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融資産のうち市場リスクに晒されているのは、主として投資有価証券であり、価格変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債のうち市場リスクに晒されているのは、主として借入金であり、主に金利変動リスクに晒されております。

③流動性リスク

当社グループが保有する金融負債のうち流動性リスクに晒されているのは、主として借入金であり、取引金融機関に対する当社グループの信用力やマーケット環境の変化による資金調達条件悪化等のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

②市場リスクの管理

市場リスクに係る金融商品のうち、投資有価証券については、定期的に公正価値や発行体の財政状況等を把握しております。

市場リスクに係る金融商品のうち、借入金については、借入金の一部を変動金利で調達しており、金利変動リスクを軽減するため、必要に応じて金利スワップ取引を利用してキャッシュ・フローの固定化を図っております。

③流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクは、適正な手元流動性を維持すべく、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の公正価値に関する事項

①金融商品の公正価値及び帳簿価額

金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
(金融負債)		
社債	102,000	101,234
長期借入金	1,046,710	1,037,004
合計	1,148,710	1,138,239

公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、上記の表には含めておりません。

②公正価値の算定手法

金融資産

- ・営業債権及びその他の債権、その他の金融資産

デリバティブについては、期末日現在の取引所の最終価格、評価機関から提示された評価技法を使用して算定された価額等によっております。

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については、類似会社の市場価格に基づく評価技法等により算定しております。

保険積立金の公正価値については、期末時点での解約返戻金により算定しております。

上記以外の項目については、1年以内で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期の項目については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値等により算定しております。

金融負債

- ・営業債務及びその他の債務

これらはほとんどが1年以内で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

- ・社債及び借入金

固定金利によるものは、リスクフリー・レートに信用リスクを加味した率を再実行レートとみなし、元利金の合計額を割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、1年以内で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額と近似しております。

- ・その他の金融負債

1年以内で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期の項目については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値等により算定しております。

③公正価値のヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3に分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法によって算出された公正価値

公正価値で測定される金融商品の公正価値のヒエラルキーは、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	公正価値			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式及び出資金	－	－	35,930	35,930
保険積立金	－	－	172,472	172,472
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式及び出資金	29	－	175,465	175,494
合計	29	－	383,868	383,897

6. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

投資不動産は、賃料収入又はキャピタルゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。通常の営業過程で販売するものや、その他の管理目的で使用する不動産は含まれておりません。

(2) 投資不動産の公正価値

(単位：千円)

帳簿価額	公正価値
954,550	1,157,808

帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額及び「不動産鑑定評価基準」を参考に当社グループで測定した金額であります。これらは、市場公開価格や取引事例比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法により測定しております。また、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額（実勢価格又は査定価格）や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 976円29銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 99円75銭 |

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			資 利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	6,566,249	8,011,032	298,510	8,309,542	1,314	1,191,639	1,192,953
当 期 変 動 額							
減 資	△ 6,476,249		6,476,249	6,476,249			-
新株予約権の行使	2,450	2,450		2,450			-
剰余金の配当				-	△ 189,352	△ 189,352	△ 189,352
特別償却準備金の取崩				-	△ 1,314	1,314	-
当期純損失(△)				-		△ 39,107	△ 39,107
自己株式の取得				-			-
自己株式の処分			△ 15,892	△ 15,892			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-			-
当 期 変 動 額 合 計	△ 6,473,799	2,450	6,460,357	6,462,807	△ 1,314	△ 227,145	△ 228,459
当 期 末 残 高	92,450	8,013,482	6,758,868	14,772,350	-	964,494	964,494

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 29,309	16,039,436	15	15	101,653	16,141,105
当 期 変 動 額						
減 資		-		-		-
新株予約権の行使		4,900		-	△ 50	4,850
剰余金の配当		△ 189,352		-		△ 189,352
特別償却準備金の取崩		-		-		-
当期純損失(△)		△ 39,107		-		△ 39,107
自己株式の取得	△ 281,295	△ 281,295		-		△ 281,295
自己株式の処分	215,949	200,057		-		200,057
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	△ 4	△ 4		△ 4
当 期 変 動 額 合 計	△ 65,346	△ 304,797	△ 4	△ 4	△ 50	△ 304,852
当 期 末 残 高	△ 94,655	15,734,638	10	10	101,603	15,836,253

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

以外のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③長期前払費用

均等償却

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②株主優待引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績等に基づき、当事業年度末における将来の株主優待券の利用見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益認識に関する会計基準等の対象となる収益に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- (5) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。
- (6) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 重要な会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

なお、貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、「流動負債」の「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 9,279,769千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の貸借対照表において計上されている関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

当社においては、関係会社株式の減損処理の要否を検討するにあたり、会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続

して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した事業年度及びそれ以降の将来の事業年度において認識されます。

現状、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により当社の業績に影響を及ぼしており、当事業年度において、当社では新型コロナウイルス感染症による影響が今後も一定期間継続するとの仮定のもと会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響により見積り及びその基礎となる仮定に関する不確実性が高まった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

上記を除き、当社の計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りの方法は、前事業年度に係る計算書類と同様であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)	147,440千円
(2) 保証債務 他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。 株式会社UNITED PRODUCTS 株式会社グローバルス	387,040千円 1,739,209千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く) 短期金銭債権 長期金銭債権 短期金銭債務	252,301千円 31,444千円 581,133千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引による取引高 営業収益 営業費用 営業取引以外の取引高	149,620千円 40,607千円 683,685千円
---	------------------------------------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式	130,909株
--------------------------------	----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	34,076千円
減価償却費	22,754千円
資産除去債務	2,176千円
資産調整勘定	55,115千円
税務上の欠損金	687,084千円
その他	12,098千円
繰延税金資産小計	813,305千円
税務上の繰越欠損金に係る	△ 687,084千円
評価性引当額	
将来減算一時差異等の合計額に係る	△ 124,952千円
評価性引当額	
評価性引当額小計	△ 812,036千円
繰延税金資産合計	1,269千円
繰延税金負債	
資産除去債務見合い資産	△1,269千円
その他有価証券評価差額金	△5千円
繰延税金負債合計	△1,275千円
繰延税金負債の純額	△5千円

(2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(注)	2,390	39,826	31,050	-	-	613,816	687,084
評価性 引当額	△2,390	△39,826	△31,050	-	-	△613,816	△687,084
繰延 税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社名 等称	議決権等の所有割合 (被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 UNITED PRODUCTIONS	(所有) 直接 100.0%	役員兼任資金の貸付債務保証	資金の付貸 利息の取受(注1) 借入金に対する債務保証(注3) 増資の受引(注5)	- 10,802 387,040 112,860	関係会社長期貸付金 未収収益 - -	430,000 16,219 - -
子会社	株式会社 allfuz	(所有) 直接 100.0%	役員兼任資金の貸付	資金の付貸 利息の取受(注1) 配当金の取受(注4)	190,000 58 450,000	関係会社短期貸付金 未収収益 -	190,000 58 -
子会社	株式会社 ゼスト	(所有) 直接 80.0%	役員兼任資金の貸付	資金の付貸 利息の取受(注1)	410,000 67,897	関係会社短期貸付金 一年内回収予定の長期貸付金 関係会社長期貸付金 未収収益	1,110,000 50,000 2,020,000 123,206

種類	会社名 の 等 称	議決権等の所有割合 (被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱FA Project	(所有) 直接 97.0%	役員兼任 資金の貸付	資金の付	220,000	関係会社 短期貸付金	300,000
				貸		一年内回収 予定の 長期貸付金	200,000
				利息の取 (注1)	10,741	関係会社 長期貸付金	400,000
				事業譲渡 (注6)	200,000	未収収益	6,418
子会社	㈱ノース・リバー	(所有) 直接 95.0%	役員兼任 資金の借入	資金の入 借	-	短期借入金	580,000
				利息の払 支(注2)	669	未払費用	42,264

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.貸付利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2.借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3.金融機関等からの借入金に対して保証を行っております。
なお、保証料の受領はしておりません。
4.配当金のうち、その他資本剰余金からの配当90,000千円及び株式取得時のその他利益剰余金からの配当と見込まれる299,880千円は、関係会社株式の帳簿価額を取崩しております。
5.時価発行による第三者割当増資を引き受けたものであります。
6.当社は、㈱フォースリーが営むインターネット広告事業及びインターネットメディア事業に関する権利義務の一部を、会社分割（吸収分割）の方法により譲り受け、同日付で譲渡しております。
7.取引金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社名 等 社名 等 称	議決権等の所有 (被所有)合 割	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	(株)日本保証 (注1)	-	資金の借入	資金の 借入 (注2) 利息の 支払 (注3)	- 3,452	- -	- -

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.その他の関係会社であるJトラスト(株)の100%子会社であります。
2.前事業年度において借入れを行った500,000千円は、全額返済しております。
3.借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4.取引金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)合 割	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が議決 権の過半数 を所有して いる会社等	(株)オーブスパ (注2)	-	設備の賃貸	賃貸料の 受取等	184,532	リース 投資資産 (注3) 短期貸付金 (注3) 契約負債	136,836 7,282 16,393

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.取引については、市場価格等を勘案して決定しております。
2.当社取締役である藤澤信義氏が議決権の100%を実質保有するNLHD(株)の100%子会社であります。
3.これらの債権について、当社取締役である藤澤信義氏が保証を行っております。
4.取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 835円33銭
(2) 1株当たり当期純損失 2円08銭